令和８年度

施設等利用給付認定申請のご案内

（認可外保育施設等利用者用）

目　　次

施設等利用給付認定について……1
認定申請の受付について……2
認定申請に必要なもの……３・４
審査結果の通知について……4
認定後の変更・取消しについて……４・５
利用料の払い戻しについて……5
小松島市内の対象施設・事業について……6

施設等利用給付認定について

令和元年 10 月 1 日より幼児教育・保育の無償化が実施され、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

新制度未移行幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等を利用する場合、施設等利用給付認定（新 1 号・新 2 号・新 3 号認定）を受けることにより、上限の範囲内で利用料が無償化されます。

（1）認定区分

施設等利用給付認定は、子どもの年齢や利用する施設・事業等に応じて、下表のとおり区分されます。

認定区分	対象者	利用する施設・事業
新 1 号認定	満 3 歳児～5 歳児	幼稚園（新制度未移行） 国立大学付属幼稚園 特別支援学校幼稚部
新２号認定	保育を必要とする 3 歳児～5 歳児	預かり保育事業 **認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）**
新３号認定	保育を必要とする 0 歳児～2 歳児 （住民税非課税世帯に限る）	

※ 企業主導型保育事業は施設等利用給付の対象となりません。「地域枠」を利用する 3 歳児～5 歳児、住民税非課税世帯の 0 歳児～2 歳児は教育・保育給付認定の手続きが必要となりますので、ご相談ください。

※ 幼稚園をご利用の方、在園児を対象とする預かり保育事業をご利用の方は、市教育委員会学校課へお問い合わせください。

※一時預かりについては、月１４日が利用上限となります。

（2）無償化の上限額

利用する施設・事業により無償化の上限額が異なります。認可外保育施設等を利用する場合、3 歳児～5 歳児（新 2 号認定）は月額 37,000 円まで、0 歳児～2 歳児（新 3 号認定）は月額 42,000 円まで無償化されます。

※ 利用料が上限額を超える場合、差額分は保護者の負担となります。

※ 通園送迎費、食材料費、行事費等はこれまでどおり保護者の負担となります。

認定申請の受付について

施設等利用給付（利用料の無償化）を受けるためには、施設・事業の利用を開始する前に認定申請が必要です。申請が遅れた場合、無償化の対象とならない期間が生じるおそれがあります。令和８年４月から無償化を希望する方は、必ず下記の受付期間内に申請してください。

ただし、すでに認可保育所等の申込みをし、教育・保育給付認定を受けている場合は申請不要です。

※ 小松島市にお住まいの方が小松島市外の施設・事業を利用する場合、小松島市に申請してください。
※ 小松島市外にお住まいの方が小松島市内の施設・事業を利用する場合、お住まいの市町村に申請してください。

令和８年４月からの認定を希望する場合

【対象者】

・新年度から認可外保育施設等を利用する３歳児～5 歳児
・新年度から認可外保育施設等を利用する住民税非課税世帯の０歳児～２歳児
・すでに認可外保育施設等を利用中で、新年度に３歳児クラスに進級する者

【申請受付期間】

令和８年２月２４日（火）から令和８年３月１０日（火）まで

※ 土日・祝日は除きます。

【申請先】

小松島市役所 こども保育課（市役所１階 10 番窓口）

年度途中からの認定を希望する場合

令和８年 5 月以降に利用を開始する場合は、利用開始月の前月の５日（５日が土、日、祝日の場合はその前日）までに申請してください。申請が遅れた場合も随時受付けしますので、ご相談ください。

認定申請に必要なもの

① 子育てのための施設等利用給付認定申請書

② 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

③ 保育の必要性を証明する書類

保護者（父と母）がご家庭で保育することができない事由について、該当する証明書類を添付してください。

保育を必要とする事由	証 明 書 類	備　考
常勤・パート・派遣	就労（採用内定）証明書	月 48 時間以上の就労
自営・内職・農漁業	就労状況申告書	月 48 時間以上の就労
妊娠・出産	・母子手帳の写し ・承諾書	・母子手帳の表紙と分娩予定日の記載があるページの写しが必要 ・産前産後８週間に限る
疾病等	医師の診断書	疾病・障がいの内容や程度、療養期間の記載が必要
障がい等	・身体障害者手帳等の写し ・医師の診断書	
看護・介護等	医師の診断書	看護を要する程度の記載が必要
求職活動	・ハローワークカードの写し ・承諾書	原則９０日以内に限る
就学	在学証明書	各学校所定様式の在学証明書
災害復旧	罹災証明書	
育児休業	・就労証明書 ・在園証明書	・育児休業取得期間や復職予定年月日の記載が必要 ・育児休業取得前から認可外保育施設を利用していた場合に限る

④ 個人番号（マイナンバー）及び本人確認書類

・保護者のマイナンバー（通知カード、個人番号カード等）

・来庁者の本人確認書類（免許証等）

⑤ 戸籍謄本もしくは児童扶養手当証書の写し（ひとり親世帯のみ）

審査結果の通知について

書類審査の結果は、令和８年３月下旬に申請保護者へ直接郵送します。

（1）認定要件を満たしている場合

「施設等利用給付認定通知書」を郵送します。施設・事業を利用する際、利用料無償化の対象者であることを確認するために認定通知書の提示を求められることがありますので、大切に保管してください。

（2）認定要件を満たさない場合

「施設等利用給付認定申請却下通知書」を郵送します。却下された場合でも施設・事業を利用することはできますが、利用料は無償化されません。

認定後の変更・取消しについて

施設等利用給付認定を受けた後に世帯の状況等に変更が生じた場合、変更申請が必要となりますので、速やかに申し出てください。

また、小松島市外へ転出する場合や認定要件を満たさなくなった場合等は、認定が取消しとなりますのでご注意ください。

【変更申請が必要な場合】

- 住所、氏名、世帯構成等に変更があった場合
  （小松島市内での転居、保護者の離婚や結婚、祖父母との同居開始等）
- 保育を必要とする事由に変更がある場合

【認定が取消しとなる場合】

- 小松島市外へ転出した場合
  （転出先の市町村で改めて施設等利用給付認定申請をしてください。）
- 認定の有効期間が満了となった場合
- 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合
- 認可保育施設や企業主導型保育事業の利用を開始した場合
- 新３号認定の方が課税世帯となった場合

利用料の払い戻しについて

（1）償還払い

施設・事業の利用料をこれまでどおり一度お支払いいただき、後日請求により小松島市から払い戻しを受ける「償還払い」を原則とします。償還払いは３ヵ月に１回を予定しています。

払い戻しを受けるには、施設・事業を利用した際に発行される特定子ども・子育て支援の提供に係る「領収証」及び「提供証明書」が必要です。紛失しないよう保管してください。

【請求に必要なもの】

- 施設等利用費請求書（償還払い用）
- 領収証（施設等から発行されたもの）
- 提供証明書（施設等から発行されたもの）
- 振込先を確認できる通帳等
- 委任状（請求者と振込口座の名義人が異なる場合のみ）
- 請求者（認定保護者）の認印

【請求先】

小松島市役所 こども保育課（市役所１階 10 番窓口）

（2）代理受領

一部の認可外保育施設については、保護者への「償還払い」ではなく、小松島市から直接事業者に利用料を支払う「代理受領」を実施しています。該当施設を利用する場合、払い戻し手続きは不要です。

小松島市内の対象施設・事業について

施設等利用給付（利用料の無償化）の対象となる施設・事業は、管轄する自治体による「確認」を受けたものに限られます。

令和８年２月１日現在、小松島市が無償化の対象であると確認した施設・事業は次のとおりです。

認可外保育施設

施 設 名	所 在 地
大神子グループさくらんぼ保育所	小松島市田浦町字近里 44 番地の１
小松島金磯病院 院内保育施設	小松島市金磯町 10 番 19 号
ぽんぽこ保育園	小松島市小松島町字井利ノ口３番地の１
若葉保育苑	小松島市赤石町 13 番 72 号

一時預かり事業

施 設 名	所 在 地
さかの認定こども園	小松島市坂野町字根上り 13 番地の１
こまつしま健祥会認定こども園	小松島市中田町字新開２番地の８
花しんばり子ども園	小松島市大林町字金岡 70 番地の１
こやす認定こども園	小松島市田浦町字子安 73 番地
かもめ保育園	小松島市和田島町字西林 66 番地の１

預かり保育事業

施 設 名	所 在 地
さかの認定こども園	小松島市坂野町字根上り 13 番地の１
こまつしま健祥会認定こども園	小松島市中田町字新開２番地の８
花しんばり子ども園	小松島市大林町字金岡 70 番地の１
こやす認定こども園	小松島市田浦町字子安 73 番地
南小松島幼稚園※	小松島市小松島町字高須 36 番地

※令和８年度の新規募集は行いません

小松島市外の無償化対象施設・事業については、各自治体のホームページ等でご確認ください。

MEMO

〒773−8501　小松島市横須町１番１号

小松島市福祉事務所 こども保育課

TEL：32-3818 ／ FAX： 32-3738

mail：hoiku@city.komatsushima.i-tokushima.jp